

潮来市ネーミングライツパートナー募集要項

1 潮来市ネーミングライツパートナー募集要項について

この要項は、ネーミングライツパートナーを募集するうえでの基本的な考え方についてまとめたものです。各募集対象の詳細については、「募集要項（個別シート）」をご確認ください。

2 ネーミングライツ事業の概要

ネーミングライツとは、市が所有する施設等（以下「施設等」という。）に、愛称を付与する権利です。ネーミングライツ事業は、ネーミングライツを取得した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の安定的な運営、サービスの充実及び向上を図る事業です。

ネーミングライツ事業は、潮来市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）、潮来市ネーミングライツパートナー募集要項及び募集要項（個別シート）等に基づき実施します。

3 募集対象

ネーミングライツパートナーの募集を行っている施設等については、「募集要項（個別シート）」に詳細が記載されております。なお、ネーミングライツ料（最低希望金額）は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額です。

4 基本原則

ネーミングライツ事業の実施にあたり、要綱第3条各項に掲げるものを基本原則とします。なお、ネーミングライツは、施設等の所有権や経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡、貸与することはできないものとし、

5 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、要綱第4条各号に規定する条件に該当しない事業者とします。なお、複数の事業者で構成されるグループでの応募も可能ですが、その際は、代表者を設定し、責任の所在を明確にするものとし、

6 愛称の要件

ネーミングライツ事業により、事業者が命名する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、要綱第5条各号に規定する条件に該当しないものとし、また、ネーミングライツパートナーの募集にあたっては、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を設定できることとし、

7 費用負担区分

ネーミングライツ事業の実施に要する経費について、市とネーミングライツパートナーとの負担区分は、原則、次の表のとおりとします。なお、詳細については、契約書等において定めます。

区 分	市	ネーミングライツパートナー
応募に要する経費		○
ネーミングライツ料		○
市ホームページ及び 広報紙等の作成に係る経費	○	
パンフレット、封筒等の 印刷物の作成に係る経費 ※1	○	
敷地内外の看板等の 表示変更に係る経費 ※2		○
契約期間満了又は契約解除 に伴う原状回復に必要な経費		○

※1 残部数や切り替え時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

※2 表示変更にあたっては、市や関係機関と協議のうえ、変更可能なものについて行います。
また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて、市や関係機関と協議のうえ、
決定します。なお、屋外への看板設置等については、茨城県屋外広告物条例（昭和49年
茨城県条例第10号）等の関係法令を遵守するものとします。

8 ネーミングライツ導入のメリット

(1) ネーミングライツパートナーにとってのメリット

- 施設等に付与した愛称が、市民サービスや事業、広報等を通じて発信されることで、企業名
や商品名、サービス名等の認知度の向上やPRにつながります。
- 地域社会に貢献する取り組みにより、市民や利用者等の信頼感の醸成につながります。

(2) 市及び市民にとってのメリット

- 施設等の運営及び維持管理や事業の実施等のための安定的な財源確保ができます。
- 民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力向上につながります。
- 施設等がメディアを通して発信されることにより潮来市のPRにつながります。

9 愛称の使用開始までの流れ

- ①ネーミングライツパートナーの募集
- ②応募の受付
- ③潮来市ネーミングライツ審査会による審査
- ④ネーミングライツパートナーの決定

- ⑤審査結果の通知
- ⑥契約内容等の協議
- ⑦契約の締結
- ⑧公表
- ⑨愛称の使用開始

10 応募方法

(1) 提出書類

- ①潮来市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ②潮来市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）
- ③応募者の企業概要や事業概要を記載した書類
- ④定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤登記事項証明書
- ⑥直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑦直近の国税及び地方税に係る納税証明書
- ⑧直近の事業計画書
- ⑨地域貢献等の実績又は今後の計画

(留意事項)

- 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- 提出された書類は返却しません。

(2) 提出方法

応募書類（各1部）を、次のいずれかの方法により提出してください。

- ①郵送（郵便書留）
- ②持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで）

11 申し込みの辞退

事業者において、ネーミングライツパートナーへの応募後、契約の前までに、当該事業者の事情により申し込みを辞退することとなった場合、任意様式にて、遅滞なく申し込みの辞退の申し出をするものとします。

12 審査

市は、事業者から応募の申請を受けたときは、応募者及び申請内容の審査、優先交渉権者の決定等のため、要綱第10条第2項に規定する潮来市ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めるものとします。

審査にあたっては、応募資格、応募条件（ネーミングライツ料、契約期間）、愛称、その他の応

募内容、経営状況等を総合的に審査し、その結果を基に優先交渉権者及びその順位を決定するものとします。なお、応募者が1者のみの場合も、審査会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

13 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者となった応募者と、契約に係る必要事項について協議を行います。協議を進めて合意に達した場合は契約を締結しますが、協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と順次、契約に向けての協議を開始することができるものとします。

【優先交渉権者】

応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ、有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して、市が契約交渉を行う事業者をいう。

14 ネーミングライツパートナーの決定

市は、審査会の結果等を尊重し、応募に対する採用の可否及び契約の相手方を決定します。また、応募者に対し、採用の可否を潮来市ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（様式第3号）により通知するものとします。

15 契約の締結

市は、要綱第11条第1項の規定による決定を受けた応募者との間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとします。また、契約締結後、ネーミングライツパートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

16 ネーミングライツの取り消し

市は、要綱第14条第1項各号のいずれかに該当する場合、ネーミングライツの付与を取り消すことができます。ネーミングライツの付与を取り消したときは、潮来市ネーミングライツ事業採取消消通知書（様式第4号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとします。

なお、ネーミングライツの付与を取り消した場合は、既に納入されたネーミングライツ料については、返還しません。ただし、災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰さない事由により、契約に定める義務を履行できない場合、市長とネーミングライツパートナーの協議により返還額等を決定するものとします。

17 提出・問い合わせ

潮来市 市長公室 企画政策課（潮来市役所 本庁舎2階）

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626

TEL：0299-63-1111

FAX：0299-80-1100

E-mail：kikaku@city.itako.lg.jp